

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その
翌日発行)

目 次

◇ 告 示 鳥取県高性能農業機械導入計画(農業改良課)

告 示

鳥取県告示第二百六十一号

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第五条の第三項の規定に基づき、鳥取県高性能農業機械導入計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県高性能農業機械導入計画(昭和六十二年十月鳥取県告示第八百六十九号)は、廃止する。

平成三年三月二十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 徳 治

鳥取県高性能農業機械導入計画

第1章 導入利用に関する基本的な事項

基本方針

農業生産の推進力となる農業機械化は、基本的には地域特性や諸条件に適合して、機械の導入が経営の規模拡大と体質の強化を誘導し、その発展を促すものでなければならぬ。このため、生産(利用)組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集団化、農用地の有効利用、中核的農業者の確保など諸条件を考慮しながら、より効率的な農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

第1 効率利用の推進

1 農業機械の導入台数の決定に当たっては、高性能農業機械導入計画に基づき利用面積の下限以上を目標とし、利用面積の拡大に努める。

2 国の補助事業による農業機械の導入は、その採択基準によるものとする。

3 具体的な導入機械及び台数の決定に当たっては、利用規模、作物の栽培条件及び作業条件、機械の能力からみた作業負担面積、農業機械作業従事者の確保、基本的機能を重視したシンプルな農業機械、中古農業機械などの活用、機械の借入れ利用を含めた機械利用経費並びに既導入機械との調整等について考慮する。

4 農地の流動化、農業機械銀行方式の実施等による農作業受委託、集落営農等の生産の組織化による土地、作業の集積、耕地の団地化、大規模施設等の計画的運営等を維持し、効率的な生産単位の形成を図る。

- 5 合理的土地利用、作付体系を実現する地域輪作農法の確立を図るため、稲作と転作を通じた生産の組織化の推進及び、生産コストの低減の観点から土地基盤（用排水溝、区画、農道等）の整備等条件の整った地域においては、機械の汎利用を積極的に図る。
- 6 長期的な農作業委託契約の締結等の手段を講じ、地域内遊休機械の整理を促進しつつ、中核的農家や生産組織等担い手への機械利用の集積を図ることにより、作業受託者の確保を図り、長期的かつ安定的な機械利用体制への整備を図る。
- 7 中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領に基づき農業機械士等の適正な技能を有する者を育成確保し、農業機械利用技能の高位平準化を図る。
- 8 農業機械の点検整備体制を整え、長期にわたって効率的な活用ができるよう配慮する。
- 第2 農業安全の確保と災害補償制度加入の促進
 - 1 農業機械の大型化及び高性能化、高齢者及び婦人が機械作業に携わる機会の増加等に伴う事故防止のため、農作業事故の実態調査及び分析を行い、その結果に基づき啓蒙指導活動をし、農作業安全の確保を図る。
 - 2 農作業安全月間を農繁期の春と秋に設定し、講習会の開催、パンフレットの配布等により安全に対する意識を喚起し、併せて労働災害保険等災害補償制度への加入促進を図る。
 - 3 農業機械研修を通じて、農業者等に農作業安全指導者としての機械利用技能及び知識を習得させる。
 - 4 機械作業に適した作業服、保護員の着用の徹底を図る。

5 高性能農業機械の導入に当たっては、農業機械化促進法に基づく農機具の型式検査に合格した型式、生物系特定産業技術研究推進機構において安全である旨の鑑定が行われた型式等安全防护装置等の装備されたものの中から選定されるよう図る。

6 乗用型トラクターについては、安全キャブ又は安全フレームが装着されているものの導入を推進するとともに、既に導入されている乗用型トラクターで、安全キャブ又は安全フレームが装着されていないものについても、型式検査に合格した安全キャブ又は安全フレームの装着が可能な限り行われるよう図る。

第2章 種類別事項

第1 高性能農業機械の導入に関する目標

1 高性能農業機械の種類と大きさ

類別	I	II	III	IV
種類	I	II	III	IV
トラクター	30P S級	40・50P S級	60・70・80P S級	
トラクタチャ	8P S以上 自走式（歩行型）	トラクター用 （主にチェーン トラクタチャ）		
田植機	4～5条植 （乗用型）	6～7条植 （乗用型）	8条植以上 （乗用型）	
スปีーバース	葉液吐出し量 20ℓ/分以上 50ℓ/分未満 風量500m ³ /分 未満	葉液吐出し量 50ℓ/分以上 70ℓ/分未満 風量500m ³ /分 以上 800m ³ /分 未満	葉液吐出し量 70ℓ/分以上 800m ³ /分 以上	

コンバイン	刃幅0.8m以上 1.2m未満 (自脱型)	刃幅1.2m以上 1.6m未満 (自脱型)	刃幅1.6m以上 (自脱型)	刃幅0.8~2.5 m未満 (普通型)
フォールロー ブスター	刃幅0.8m以上 1.0m未満	刃幅1.0m以上 1.2m未満	刃幅1.2m以上 1.5m未満	
ビーン・ハ ーバスター	1条刈(非行型) 大豆専用			

注 上表の左欄に掲げる機械の種類ごとに馬力(P.S)等の能力に
応じてIからIVまでに分類し、次表以下に用いる。

2 平成4年度における高性能農業機械の種類別利用面積

高性能農業 機械の種類	利用対象 地目	地目別面 積(ha)	高性能農業類別ごとの 機械の類別別利用面積 (ha)割合				地目別面積に 対する類別ご との利用面積 (%)
			I	II	III	その他	
トラクター	水 田	24,000	I	15,000	9,000	62	38
			II				
			III				
			その他				
畑	8,700	8,700	I	3,900	4,800	55	45
			II				
			III				
			その他				
果樹園	4,650	4,650	I	1,300	3,350	28	72
			II				
			III				
			その他				
草 地	1,100	1,100	I	1,050	50	95	5
			II				
			III				
			その他				

3 利用規模の下限
(1) トラクター

区分	水 田			畑			果樹園			草 地		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
トレンチャ	4,650			4,650			4,650			4,650		
果樹園	I	2,850	39	1,800			1,800			1,800		
	II											
	III											
	その他											
植 機	I	11,650	67	17,300			17,300			17,300		
	II	800										
	III											
	その他	4,850										
スプリー ド スプレヤー	I	2,850	61	4,650			4,650			4,650		
	II											
	III											
	その他	1,800										
コンバイン	I	14,200	82	17,300			17,300			17,300		
	II											
	III											
	その他	3,100										
フォールロー ブスター	I	6,000	90	6,650			6,650			6,650		
	II											
	III											
	その他	650										
ビーン・ハ ーバスター	I	630	30	2,100			2,100			2,100		
	II											
	III											
	その他	1,470										
トラクター	I	1,050	95	1,100			1,100			1,100		
	II											
	III											
	その他	50										

区分	水 田			畑			果樹園			草 地		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
A 地域	6ha	10ha	14ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
B 地域	5	8	—	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(水田と同
じ。)

(水田に準ずるが、作
業機との組合せによ
り決まる。)

(2) トレンチャー

区分 地域名	果 樹 園	
	I	II
県 全 域	3 ha	(5) 4 ha

注 桑及び茶園を含む。() は水田

(3) 田植機

区分 地域名	水 田		
	I	II	III
県 全 域	5 ha	8 ha	9 ha

(4) スピードスプレヤー

区分 地域名	果 樹 園		
	I	II	III
県 全 域	2 ha	3 ha	4 ha

(5) コンバイン

区分 地域名	水 田			
	I	II	III	IV
県 全 域	稲・麦 6 ha	稲・麦 10ha	稲・麦 14ha	稲・麦 17ha(6) 大豆 14ha

注 () は大豆専用機

(6) フォーレージ・ハーベスター

区分 地域名	畑・転作水田・草地		
	I	II	III
県 全 域	5 ha	8 ha	10ha

(7) ビーン・ハーベスター

区分 地域名	転作水田
	1
県 全 域	2 ha

注 1 地域区分は、水田の場合は、ほ場区画おおむね20a以上の区画が集団化している地帯をA地域、ほ場区画おおむね10a以上20a未満の区画が集団化している地帯をB地域とし、畑、果樹園及び草地の場合は、ほ場の傾斜8度未満をA地域、8度以上をB地域とする。

2 この表に掲げていない類別の高性能農業機械に係る利用規模の下限については、別に定めるところによる。

第2 計画の期間

平成2年度から平成4年度までの3年間とする。

第3 高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に

関する事項

1 ほ場条件

(1) 地目別整備基準

地 目	は場条件整備の基準				平成4年度に於いて左の基準を備えている面積 ha
	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成元年度に於いて左の基準を備えている面積 ha	
水 田	16,340	420	420	420	17,600
畑	2,910	85	85	85	3,165
	2,760	40	40	40	2,880
果 樹 園					
草 地	660	40	40	40	780

注 果樹園については、「平成元年度において左の基準を備えている面積」の欄の数値は、昭和68年度の数値である。

(2) 共通整備基準

ア は場の団地化

実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。は場のまとまりは、少なくとも使用する高性能農業機械の1日の作業負担面積に達していることが望ましい。

イ は場の均平化及び障害物の除去

は場の均平化に留意するとともに、作業の障害となるものが除去されていること。

ウ 農道等

トラクター単体だけでなく、作業機（トラローラーを含む。）を装着し、又はけん引した場合においても、その走行に支障がないように、幅員、交差部の隅切り、橋等が整備されているとともに、水田にあっては田面からの高さ及びは場進入部について、畑にあってはこう配及び曲率半径について整備されていること。

2 栽培条件

地目	作 目	栽培条件整備の基準
水 田	水 稲 麦及び雑穀 野 菜 飼 料 作物	1 農業機械の年間稼働時間を増大させるとともに、作業効率を高めるため、集団的栽培の体制が整っていること。 2 集団（は区）の内が区分されている場合には、一耕区（区分）が同一の水系に属するか、又は同一の

畑	飼料作物 麦及び雑穀 菜	水田の場合の1及び3に準ずる。	3 水利慣行が行われていることが望ましい。 3 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理 等が計画的に行われていること。
果樹園	果樹	1 機械が安全かつ容易に利用しやすいよう植栽、樹形、果樹棚等が整えられ、旋回の場所が確保されていることが望ましい。 2 水田の場合の1に準ずる。	
草地	牧草	1 収穫時期が競合しないよう草種及び品種を選定し、粗飼料給与計画に適合した生産体制がとられていること。 2 水田の場合の1に準ずる。	

3 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設条件整備の基準
格納施設	<p>1 トラクター、作業機等の日常整備に必要な部品、工具等が備え付けられていること。</p> <p>2 施設の床面積は、トラクター、作業機及び装備品に、トラクター等の交換、脱着作業に必要な床面積、日常点検に必要な面積及び床面の形状、出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が、格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。</p> <p>3 施設の出入口は、その高さ及び幅がトラクター等の高さ及び幅に応じたものであること。</p> <p>4 附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。</p>

4 組織的利用条件

区分 組織的 利用形態	組織的利用条件整備の 基準	平成元 年度に おいて 基準 を 超 える 組 織 数				平成4 年度に おいて 基準 を 超 える 組 織 数
		平成2 年度	平成3 年度	平成4 年度		
農家集団 共同 利用	類別に対応する利用規模の下限以上の面積が員内利用面積として確保され、有効利用についての調整があらかじめ集団によって行われていること。	187	25	25	25	262
農業機械 形式 による 受託 利用	類別に対応する利用規模の下限以上の面積が受託利用面積として確保されるよう委託志向農家の委託面積の把握があらかじめなされる資質向上についても配慮されていること。	23	2	2	5	32
農協等の 農事 集団 利用	類別に対応する利用規模の下限以上の利用面積を確保するとともに、育苗センター、ライムセンタ一等の施設運営計画との調整等機械利用組織以外の関係機関との連携が保たれていること。	7	1	1	1	10

第4 高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

1 農業機械作業従事者研修計画

研修の種類	平成元年度 までの研修 修了者数	研 修 計 画			平成 4 年度 までの研修 修了者数
		平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	
農業機械 1 級研修	110	5	5	5	125
農業機械 2 級研修	531	30	30	30	621
計	641	35	35	35	746

注 研修の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領（昭和57年7月16日付受農改第73号鳥取県農林水産部長通知）による。

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の 区分	平成元年度 までの認定 者数	認 定 計 画			平成 4 年度 までの認定 者数
		平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	
1 級農業機械士	86	3	3	3	95
2 級農業機械士	468	27	27	27	549
計	554	30	30	30	644

注 農業機械士の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領による。

3 農業機械士等の養成・配置に関する方針

中核的農業機械利用技能者の養成については、農業者及び農業後継者を対象に県立農業大学校で農業機械技能 1 級研修及び同 2 級研修を実施する。

これらの研修修了者又は農業機械士を農業機械利用集団へ配置し、農業の生産性向上と農作業の安全の確保に努める。

4 県、市町村における指導体制の整備

- (1) 県は、農業関係機関、農業団体等との連携を保ちながら農業機械化を推進する。
- (2) 市町村及び農業団体は、地域の実情に即した農業の機械化とともに、農作業の安全確保、環境改善等を図りつつ、農業機械の効率的利用を推進する。

第 5 その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項

1 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設置

平成元年度までの施設認定数		平成 4 年度までの施設認定予定数					
特A級	A 級	B 級	C 級	特A級	A 級	B 級	C 級
17	14	21	26	17	15	23	27

注 整備施設の種類（特A級、A 級、B 級、及びC 級）は、農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通達）による。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

了 近年の高性能化、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にかんがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通を促進するため、整備施設の認定を行うとともに、中古農業機械の適正な性能、安全性等の

確保に必要な整備技能並びに適正な評価に関する知識及び技能を習得させるための研修を行う。

4 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準は高いとはいえないので、整備施設の技能者、農業機械士等を主軸に、農業機械の安全操作、安全装備等について、農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実を図る。

2 農業機械作業事故防止及び労災等加入促進のための指導体制の整備

農業機械導入利用推進会議を中核として、県関係機関、市町村、農業団体等の連携を密にし、農業機械士の活用などにより農業者に対する啓蒙指導を徹底する。

第6 高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

地域	機 械	利用対象地目	利用規模 の目安	備 考
県	マニュアル式 (500kg級)	水田、畑等	5.4ha	
	" (1,000kg級)	"	8.9	
	ビーンソレツチャー (300kg/H)	水 田	2.1	
	" (500kg/H)	"	3.3	
	管 理 機	水田、畑等	1.1	2種の作業に使用する場合
	耕 う ん 機 (兼用型)	"	0.7	
	" (駆動型)	"	1.0	

全 域		利用規模の目安となる面積は、単作を想定し決定したものである。		
トラクター	15PS以下	"	1.6	
	20PS以下	"	2.1	
	25PS未満	"	2.6	
田 植 機	(2条)	水 田	1.6	
"	(4条)	"	2.6	
(稲・麦) バイソダー	(1条)	水田及び畑	1.1	
"	(2条)	"	1.6	
コンバイン	(2条乗用型)	"	2.0	
(稲・麦) 脱穀機 (自走式)		"	1.7	
(稲・麦) 乾燥機 (1.5t)		"	2.4	
"	(2.5t)	"	3.1	
トラクタ	(8PS以下)	水田、畑等	0.6	
動力噴霧機	(3～5PS級)	"	3.8	1回防除の場合
		"	0.76	5回防除の場合
麦は種機 (ロータリー装着 4条)		"	2.6	
大豆は種機 (歩行4条)		"	0.7	